

令和 8 年度 事業計画

コロナ禍による生活様式や働き方の変化、カーボンニュートラルの実現に向けた動き、デジタル化やビッグデータの活用急速な進展など、社会経済状況がダイナミックに変化する中、道路交通分野には、道路が持つ人・地域をつなぐネットワーク機能と地域・まちを創る空間としての機能を最大限発揮し、新たな価値を創造する社会の実現に貢献することが求められている。

こうした状況を踏まえ、令和 8 年度は、新しい価値を生み出す実験的・先進的な調査研究に重点的に取り組む。この際、ビジネスモデルの構築、仕様の標準化、自主研究と受託調査の有機的連携に留意するとともに、会員サービスの充実に努める。

I. 調査研究業務

1. ITSに関する調査研究及び普及促進

当機構は、高度道路交通システム（ITS）を推進するため産学官連携の中核機関としての役割があり、以下の調査研究事業及び広報活動を推進する。

特に、ETC2.0 に関しては、道路側の通信インフラの整備と車載器の普及が進展しており、これを活用して道路交通の円滑化や適正化等を目指した施策の実現に向けて重点的に取り組む。

（１）新しいITSサービス実現を目指した道路に関する新事業分野の開発等

①VICS サービス・ETC2.0 サービスの拡充

当機構では一般財団法人道路交通情報通信システムセンター（略称：VICS センター）並びに一般社団法人 UTMS 協会と共同で、道路管理者間で道路交通情報を共有するための通信仕様を定めた「共通ネットワーク仕様書」を策定している。

VICS サービスの拡充のために国土交通省等と連携して検討を進めるとともに、ETC2.0 サービス拡充や当機構が発行する「電波ビーコン 5.8GHz 帯データ形式仕様書」の改訂も念頭に置いた検討を国土交通省・その他関係団体と連携を通じて進める。

また、簡易型路側機の機能拡充や更なる利活用の促進に向けて、引き続き、検討を実施する。

②特定プローブ情報を活用したサービスの検討

ETC2.0 の普及に伴い、プローブ情報を活用したサービスの拡大が期待されている。

平成 30 年度から開始した ETC2.0 特定プローブデータを活用したトラック等の運行管理を支援する「ETC2.0 特定プローブ配信サービス」

事業として、民間事業者への特定プローブデータの提供を引き続き、実施するとともに、簡易型路側機を活用したサービスの検討や、ETC2.0を活用した新サービス等への展開を行う。

③ ITS Japan 自動運転研究会および協調型 ITS 委員会

当機構では、ITS Japan が平成 27 年度に立ち上げた「自動運転研究会」に参加している。研究会では、自動運転に関する SIP-adus[※]の活動情報の共有や提言等を目的に活動を行っている。

研究活動テーマに関し、参加者と連携し、レベル 4 の自動運転モビリティサービスの実用化に向けて、受託調査において得られた知見も活用しつつ、検討を進める。

また、「協調型 ITS 委員会」にも参加し、官民連携による路車協調型 ITS の実用化に向けた検討を進める。

※ SIP-adus：戦略的イノベーション創造プログラムにおける自動運転に関して研究等を行う部門

④ 次世代 ITS／ETC サービスの創出に向けた検討

当機構では、様々な用途への対応を目指す ETC2.0 プローブデータ収集機能の高度化を中心に受託業務・自主研究に取り組んできたところであるが、過去、ETC2.0 DSRC サービスやデータ収集機能に係る仕様等を官民一体となった議論を当機構が主導し、策定してきた経験・ノウハウを踏まえ、次世代 ITS・ETC サービスの実現に資する検討について、ITS-TEA とともに協力して取り組む。

(2) ITS 普及促進に関する事業

① ITS 世界会議への参加

ITS 世界会議は、1994 年から毎年、欧州、アジア太平洋、北米の 3 地域の持ち回りで開催されている。

令和 8 年度は 10 月に韓国江陵で開催予定であり、当機構は日本館の道路ブース展示について、国土交通省、ITS Japan、高速道路会社及び関係団体と連携して実施する。

② 日本の ITS 技術の国際標準化等への対応

下記の ISO/TC204 の国内分科会 4WG の事務局として会議運営を行うとともに、4WG の国際会議へ出席し、関係機関と連携の上、日本の ITS 技術の国際標準規格化に向けて取り組む。

- ・ 自動料金収受分科会 (WG5)
- ・ 商用貨物車運行管理分科会 (WG7)
- ・ 協調 ITS 分科会 (WG18)
- ・ モビリティインテグレーション分科会(WG19)

また ITS に関係性のある ISO/TC268SC2 スマートコミュニティも同様に取り組む。

PIARC T2.3(持続可能な貨物輸送)についても、国内委員長として国際会議に参加する。

③ ITS セミナーの開催

賛助会員を中心に ITS に携わる技術者への最新情報の提供等を目的として、ITS や新たなモビリティの活用を行う好事例の紹介など、地方公共団体や関係民間団体等も対象としたセミナー開催を実施する。

(3) 大学との研究交流

当機構では、ITS 分野の研究交流を各大学と行うこととし、平成 20 年度より共同研究を実施している。

引き続き、大学との研究交流を推進する。

2. 道路機能の発展に関する調査研究

デジタル化やビッグデータの活用の急速な進展や、国内外の社会情勢を踏まえ、将来の道路機能の発展の方向性に関する調査研究を進める。

(1) 新技術を活用した物流に資する道路インフラに関する調査研究

現在「2024 年問題」として労働力不足が課題となるなど依然として物流業界を取り巻く環境は厳しく、今後更なる労働力人口の減少が見込まれる中であって、早急かつ強力に効果的な対策を講じていく必要がある。物流の効率化を図るうえでは、自動運転・DX など進展が著しい新たな技術を活用することが有効であると考えられることから、これに資する道路インフラや関連する制度のあり方、実現方策等について調査研究を行うため、賛助会員企業の参画を得て令和 6 年 12 月に研究会を設置した。

当面の検討課題として、①高速道路を利用する幹線輸送の効率化・省人化方策、②ラストマイル輸送の効率化・省人化方策について調査研究を行うこととしており、令和 7 年 9 月に中間とりまとめを行った課題①に引き続き、課題②について調査研究を進める。

研究会中間とりまとめ後については、賛助会員企業の積極的な参画を得つつ、新たなテーマを選定し、新体制による調査研究を行う。

(2) 都市再生に資する道路整備のあり方に関する検討

自動運転サービスの導入やコロナ禍の影響により変化しつつある社会像に即した、道路や都市などの社会インフラのあるべき姿や、都市の活性化に向けた街・人・くらしの新たな仕組みについて、地方中核都市レベルで

の都市再構築事例を収集し、現地の状況も確認したうえで、空間整備、データマネジメント、連携促進の観点から検討を行う。

上記、視点も踏まえ、ゼネコンや建設コンサルタントの賛助会員企業の参画を得て道路都市再生部会及びそこに設置した「物流」「国土強靱化」「都市と地方の将来像」3つのWGで、検討テーマの精緻化を行い、各学会等での発表も想定しながら成果取りまとめに向けた検討を行うこととしている。

(3) 自動運転・アーバンモビリティ等に関する調査研究

都市交通の諸課題を解決するため、近年、欧州では公共交通情報の提供、交通管制、物流効率化等を連携して進めるモビリティインテグレーションの取り組みが、MaaSや自動運転などを活用して計画され、また米国ではインフラから支援を受けるコネクテッド・カーと自動運転技術を連携させる検討が進んでいる。これらの最新情報を収集するための調査等を実施する。

① 欧州の標準化動向の調査

CEN/TC278 やその他のアーバン ITS に関連する会議に出席し、最新の検討状況を調査する。

※CEN：欧州標準化委員会（Comite Europeen de Normalisation）

② 自動運転やITS等に関する海外実態調査

自動運転やITS等に関する海外の取り組みの最新状況を把握するための実態調査について、引き続き、関連国際会議出席時における情報収集等も含めた効果的な実施を行う。

3. 公益に資する広報活動

ITS等の新技術や道路行政に関する最新の動向について、理解を広めるための広報活動を行う。加えて、会員向けの情報提供の充実を図る。

① 「道路行政セミナー」の発行（当機構ホームページへの掲載）

道路行政に関する情報提供を目的とした「道路行政セミナー」について、当機構ホームページに掲載する形式で発行する。

② 機関誌の発行

- (i) 「TRAFFIC&BUSINESS」の発行
- (ii) 当機構ホームページによる情報発信

③ 調査研究発表会・講演会の開催

当機構の研究成果の発表会及び講演会を開催する。

④ 道路関係予算概算要求説明会の開催

道路関係予算概算要求概要等についての説明会を開催し、賛助会員へ情報提供を行う。

4. 受託調査

道路が有するリソース（空間、情報等）と民間の技術やノウハウを結びつけることによって新しい産業を創出するという当機構の役割を踏まえ、「ITを活用してインフラを賢く使う」分野、「都市・地域を再生する」分野について、実験的・先進的施策の検討や技術仕様の取りまとめ等を重点的に取り組む。

5. その他

以上の事業のほか、当機構の設立目的を達成するために必要な事業を行う。

Ⅱ. 道路交通管理業務

特殊車両通行確認制度の取り組み

令和2年5月に公布された改正道路法により創設された新たな特殊車両通行確認制度の登録等事務について、令和4年4月に当機構内に設置された道路交通管理業務推進本部において、道路法第48条の52第1項に規定する登録等事務規程に基づき適正に実施する。

また、同法第48条の49第3号に規定する道路の交通の適切な管理に資する業務として、特殊車両通行確認制度に関する業務（以下「新業務」という。）の実施により得られるデータ等を最大限活用し、道路に関連する新たな産業の開発に繋げる事業を行うとともに、新業務に関連する受託事業を実施する。